

現在、日本学生支援機構 貸与奨学金・給付奨学金を利用している方は、来年度の奨学金を継続するかどうかについて、**令和 5 年 1 月 15 日（日）まで**に手続きを行っていただく必要があります。

期日までに所定の手続きを行わない場合、奨学金は令和 5 年 3 月で「廃止または停止※」となり、4 月以降の奨学金は振り込まれません。（※貸与奨学金の場合「廃止」、給付奨学金の場合「停止」）

対象者（12 月 15 日に奨学金担当よりメールでお知らせします）

現在、日本学生支援機構 貸与奨学金・給付奨学金を利用している方

ただし、以下の場合、継続の手続きは不要です。

- ①貸与・給付奨学金が令和 5 年 3 月までに満期を迎える方
- ②休学中の方
- ③貸与奨学金が停止中の方（※1・2）
- ④令和 4 年 11 月以降に奨学金が採用になった方（※3）

（※1）給付奨学金は支援区分の見直し等により停止となっている場合でも、手続きが必要です。

（※2）第一種奨学金（貸与）が給付奨学金との併給調整により 0 円の場合も、第一種奨学金の手続きが必要です。

（※3）令和 4 年 10 月以前に採用になった奨学金がある場合は、手続きが必要です。

手続き

下記案内および下書用紙をご確認のうえ、**令和 5 年 1 月 15 日（日）までにスカラネット・パーソナルで継続願の提出（入力）を行ってください。**

スカラネット・パーソナル < <https://scholar-ps.sas.jasso.go.jp/mypage/> >

貸与奨学金 [第一種・第二種]	【案内】 貸与奨学金継続手続きについて  【下書用紙】 学部・入力準備用紙  大学院・入力準備用紙 
給付奨学金	【案内】 給付奨学金継続手続きについて  【下書用紙】 学部・入力準備用紙 
※該当者のみ [<u>1/12（木）まで</u> に学生課へ提出]	適格認定において「廃止」「警告」に該当すること（可能性含む）を 自覚しており、その理由として災害、傷病、社会的養護を必要とする等の 斟酌すべきやむを得ない事由がある方 【提出書類】 事情書 

※複数の奨学金を利用している場合は、それぞれの奨学金で手続きが必要です。

※令和 5 年 4 月以降、奨学金を辞退する場合も、必ず手続きをしてください。

なお、継続願を提出した場合でも、学業成績が基準に満たない場合「廃止」または「停止」となります。

問い合わせ先：学生課 奨学金担当（小松島キャンパス）

shogakukin★tohoku-mpu.ac.jp（★を@に変えて送信してください）